

多様な民意を切り捨てる比例代表議員の定数削減を行わないことを求める意見書（案）

自民党と日本維新の会は、国会議員定数削減を臨時国会で成立させようとしていたる。日本維新の会は定数削減の目的は改革を進めるために、まず政治家が自らに厳しい姿勢を示すためだとしている。国会議員 50 人の削減で年間 35 億円の国の支出が減るとしているが、議員を減らしたからといって金権政治が変わるものではない。最大の議員の特権である政党助成金は、国民一人あたり 250 円、年間総額約 316 億円を政党が分け合っている。議員が減っても総額は変わらないため、議員一人あたりが受け取る額は反対に増えることになる。これは企業・団体献金、裏金問題を不問にして、議論をすり替えることに他ならない。

国会議員の定数を含む選挙制度は民主主義の土台である。定数削減は政治家の身を切る改革ではなく、切られるのは民意である。議員が減れば国会の監視機能が弱まる。現在の選挙制度の下では、比例代表は得票に応じて議席が配分され、多様な民意を反映する制度である。他方 1 人しか当選しない小選挙区制は、当選に結びつかない死票が投票の 52% にも上る。衆議院の比例代表は、総定数 465 の 4 割弱の 176 議席、残りの 6 割以上が小選挙区（289 議席）である。1996 年に小選挙区制が導入されて以降の選挙では、第 1 党の得票率は 40% 台にもかかわらず、議席の 6 ~ 8 割を占めるといいびつな構造となっている。

また国会議員の定数が多過ぎるとの意見もあるが、日本の国会議員定数は、人口 100 万人あたり 5.6 人であり、O E C D 加盟国 38 カ国中 36 番目という低い水準である。政治改革の名の下に日本の国会議員定数は減らされてきたが、合理的な根拠は示されていない。

国民の声を代弁する国会議員を減らせば、国民の声が届かなくなる。特に多様な民意を反映する役割を持つ比例代表議員の定数を削減することは許されない。これは国民主権に関わる重大な問題であり、国民の声を正確に反映する民主的な選挙制度がどうあるべきかの議論が必要である。

よって、国及び政府においては、多様な民意を切り捨てる比例代表議員の定数削減を行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

非核三原則を堅持し核兵器のない世界実現に向けた国の取組強化を求める意見書（案）

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器のない平和な世界の実現を訴え続けてきた。

その道義的基盤となっているのが、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則であり、半世紀以上にわたり国会決議によって確認されてきた我が国の国是である。

~~今般の党首討論において、公明党の齊藤代表は、高市首相に対し、非核三原則は日本の安全保障と国際社会からの信頼を支えてきた根幹であり、いかなる場合も揺るがせてはならないことを強く訴えた。また、これに先立ち提出した質問主意書においても、非核三原則を国是として堅持することを明確に示すよう政府に求めた。~~

~~しかし、これらに対する政府の答弁書及び党首討論での首相答弁では、「政府としては政策上の方針として堅持している」と言うものの、依然として国家安全保障戦略など安保関連3文書の改定作業の中で見直す可能性について含みを持たせたままである。このことは、被爆国日本として非核三原則をどこまで重んじるのかという点で、国民に不安と疑念を生じさせるものである。~~

今国会の党首討論等においては、非核三原則は日本の安全保障と国際社会からの信頼を支えてきた根幹であり、いかなる場合も揺るがせてはならないとの立場から、同原則を国是として堅持することを明確に示すよう政府の姿勢が問われた。

しかし、これに対する政府の答弁書及び党首討論での政府答弁では、「現段階で、政府としては政策上の方針として堅持している」とし、現行の国家安全保障戦略も非核三原則を堅持するとの基本方針は変わらないと説明する一方で、国家安全保障戦略など安保関連3文書を改定する方針を示し、その改定作業の中で非核三原則を見直す可能性について含みを持たせたままである。

このことは、被爆国日本として非核三原則をどこまで重んじるのかという点で、国民に不安と疑念を生じさせるものである。

非核三原則の堅持なくして、核兵器廃絶を訴える我が国の道義的基盤は搖らぎかねない。被爆国日本は、核兵器保有国・非保有国の橋渡し役として、現実的かつ具体的な核軍縮のプロセスを主導すべきであり、その前提として、自らの非核政策を内外に対して疑義の生じない形で示す責任がある。

一方、国際社会では、核兵器保有国・非保有国の対立や安全保障環境の不安定化により、核軍縮の機運が後退しかねない状況にある。こうした時こそ、非核三原則を厳格に守り抜いてきた日本が、その実績と信頼を力として、核軍縮・核不

拡散体制の強化を主導していくことが求められている。

よって、国及び政府においては、次の事項について速やかに対応されるよう強く要望する。

記

- 1 非核三原則を、我が国の不変の国是として今後も堅持することを明確に宣言し、その方針を閣議決定や国会答弁等を通じて内外に対して繰り返し発信すること。
- 2 核兵器不拡散条約（NPT）体制を基軸として、核兵器保有国との実質的な対話を通じ、核兵器の役割低減、透明性向上、核戦力の削減など、現実的で具体的な核軍縮措置を主導すること。
- 3 核兵器禁止条約の理念を共有しつつ、締約国会合等への継続的なオブザーバー参加等を通じて、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役として信頼を高め、核兵器廃絶に向けた国際的枠組みの強化に積極的に貢献すること。
- 4 広島・長崎をはじめとする被爆の実相の継承・発信のため、被爆者支援、平和教育、若い世代や海外の指導者・若者を対象とした被爆地訪問事業などを一層充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

教育保育職導入に伴う幼稚園教員の給与制度見直しに関する決議（案）

本市においては、来年度の新規採用者より公立の保育士と幼稚園教員を統合した教育保育職制度が導入される。その目的は、待機児童数が2年連続で全国最多となっている状況を改善するため、幼稚園・保育園間における人材交流を促進することにある。

しかし、制度変更により幼稚園教員の処遇が低下することは、教員のモチベーションを著しく損ない、生活基盤の不安定化を招くおそれがある。実際、教職員組合のアンケート結果では、本制度導入の可能性を受け、約2割の教員が離職、または離職を検討しているとの回答が示されている。この状況は、制度導入の目的である人材交流の促進を妨げるのみならず、待機児童対策の実効性を低下させることにもつながりかねない。さらに、経験豊富な教員の流出は、保育・教育の質の低下を招くおそれがあり、本市の将来を担う子どもたちの健やかな成長に重大な影響を及ぼす懸念も否定できない。

よって、本市議会は、幼稚園教員の給与制度見直しにあたり、下記の事項を強く求める。

記

- 議案の提出にあたっては、教職員組合との交渉において妥結された内容を反映すること。幼稚園教員の給与制度見直しにあたっては、管理職に限らず、現在大津市立幼稚園に勤務する全ての幼稚園教員の処遇の低下につながらないようすることを求める。

以上、決議する。